第十四条の十六中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による申出

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部改正）

**第二条**　次に掲げる政令の規定中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

一　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第二十四条第二項の表第四十三条の項

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第七条第二項

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第六条第二項

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第三条**　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第三項及び第四項本文の項中「第四項本文」を「第四項」に改め、同表改正前確定給付企業年金法第百十二条第六項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 改正前確定給付企業年金法第百十二条第六項 | 厚生年金保険法 | 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法 |
| | 同法第九十八条第三項及び第四項本文 | 改正前厚生年金保険法第九十八条第三項及び第四項 |

第三条第七項の表第二十六条の項中「第三十六条第四号」を「第三十四条の二第二号イ」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第三十四条の二第二号イ | 他制度加入者 | 他制度加入者（存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）の加入員を含む。以下同じ。） |
| | 係る他制度掛金相当額 | 係る他制度掛金相当額（経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた整備政令第三条の規定による改正前の第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額をいう。以下同じ。） |

第三条第七項の表第三十六条第四号の項を削る。

第四十九条第一項の表中「第九十八条第四項本文」を「第九十八条第四項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令等の一部改正）

**第四条**　次に掲げる政令の規定中「及び平成十六年法律第百四号附則第二十三条第九項」を「、平成十六年法律第百四号附則第二十三条第九項及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第四十条第九項」に改める。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第十条第二項第三号

二　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）第九条第二項第三号

三　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）第三条第二項第二号

**第五条**　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十八条」を「―第九十八条の二」に改める。

第九章第一節中第九十八条の次に次の一条を加える。

（昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者に係る国民年金の任意加入被保険者の特例）

**第九十八条の二**　法第八条第一項に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であって、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係るものに限る。）の領域内に通常居住する六十五歳以上七十歳未満の者（昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）のうち、その者の保険料納付済期間の月数並びに保険料四分の三免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が第十八条に規定する数以上であるものは、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。次項において「令和七年国民年金等改正法」という。）附則第四十条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する者とみなす。

2　前項の規定により令和七年国民年金等改正法附則第四十条第一項第二号に該当する者とみなされたものは、同条第六項の規定によって国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第八項の規定にかかわらず、法第八条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

**第六条**　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「及び旧国民年金法」を「、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第四十条第一項の規定による被保険者及び旧国民年金法」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

**第七条**　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「第十条の四ただし書」を「第十条の三ただし書」に改める。

第十条の三を削り、第十条の四を第十条の三とする。

第十一条の二中「第十条の四ただし書」を「第十条の三ただし書」に改める。

第十六条第二項を削る。

第二十五条第二項中「の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了した」を「において、その加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる」に改め、「ついて」の下に「、当該加入者の資格の喪失又は当該企業型年金の終了が見込まれる日までに」を加え、「喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者」を「喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者」に改める。